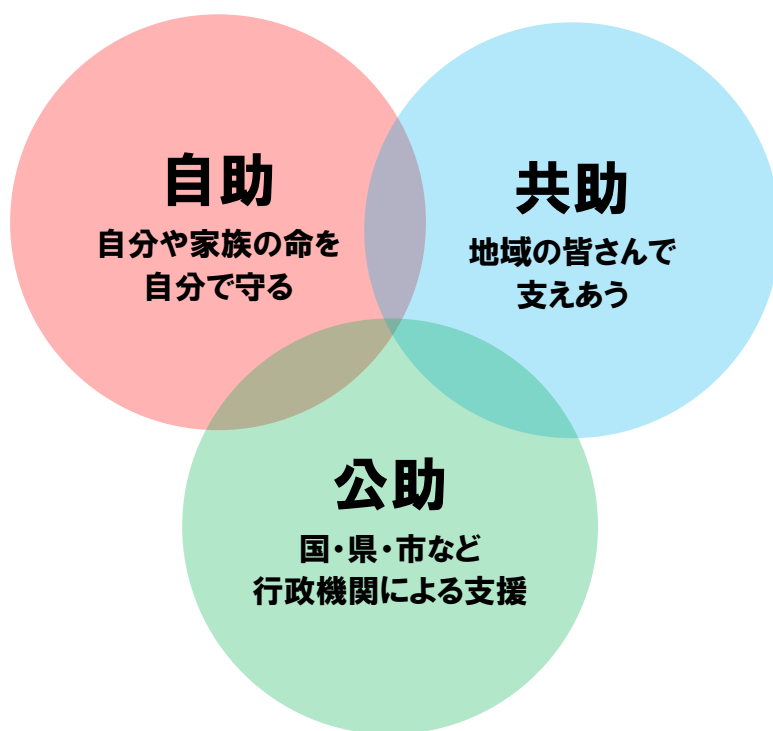


柳井市避難行動要支援者

避難行動支援計画

(全体計画)



平成30年3月

(平成30年12月改定)

(令和2年4月改定)

(令和2年11月改定)

(令和3年11月改定)

(令和6年2月改定)

柳井市

目 次

第1章 基本的な考え方	1
1 背景と目的	1
2 基本的な考え方	1
第2章 避難行動要支援者制度の概要	2
1 避難行動要支援者支援制度について	2
2 避難行動要支援者の定義	2
(1) 「避難行動要支援者名簿」に掲載する人の範囲	2
(2) 「避難行動要支援者名簿」の登録者要件	2
3 避難支援等関係者の定義	3
第3章 避難行動要支援者名簿の提供と管理	4
1 避難行動要支援者名簿の種類と提供	4
2 避難行動要支援者名簿に掲載される個人情報範囲	5
3 避難行動要支援者情報の収集	5
4 避難行動要支援者名簿情報の更新	5
5 避難行動要支援者名簿情報の管理	5
(1) 避難行動要支援者名簿の情報管理	5
(2) 避難行動要支援者支援システムによる管理	5
(3) 紙媒体の管理	6
6 避難行動要支援者名簿提供における個人情報保護の考え方	6
(1) 名簿の外部提供に際しての個人情報保護対策	6
(2) 個人情報の共有と活用	6
(3) 個人情報の保護	6
第4章 避難行動要支援者情報の活用	8
1 避難行動要支援者名簿を活用した個別避難計画の作成	8
2 個別避難計画の作成手順	8
(1) 個別避難計画の記載内容	8
(2) 個別避難計画の作成	8
(3) 避難支援等実施者の選定	8
(4) 本人・地域記入の個別避難計画	9
3 個別避難計画の保管及び提供	9
4 市の内部における個別避難計画の情報の利用	9
第5章 避難支援体制の整備	10
1 支援体制	10
(1) 市の支援体制	10
(2) 自主防災組織	10
(3) 社会福祉施設等の支援体制	10
2 避難所における支援対策	10

関係様式	1 1
柳井市避難行動要支援者名簿情報提供の同意申請書（様式第 1 号）	1 1
避難行動要支援者名簿への登録通知書（様式第 2 号）	1 2
避難行動要支援者名簿（同意有）受領書（様式第 3 号）	1 3
個別避難計画（様式第 4 号）	1 4
避難行動要支援者制度についての重要事項説明書（様式第 5 号）	1 6
避難支援等実施者についての説明書（様式第 6 号）	1 7

第1章 基本的な考え方

1 背景と目的

本市では、平成18年度より国（内閣府）が示した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月）に基づき推進してきた災害時等要援護者福祉施策を見直し、平成25年6月に一部改正した災害対策基本法により同年8月に上述のガイドラインを全面改訂した国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、平成30年3月に「柳井市避難行動要支援者避難行動支援計画（全体計画）」を策定し、本市における避難行動要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにしました。

平成23年3月に発生した東日本大震災では、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上りました。他方で、例えば、消防職員・消防団員の死者・行方不明者は281名、民生委員の死者・行方不明者は56名にのぼるなど、多数の支援者も犠牲となりました。

近年の災害においても高齢者や障がい者が犠牲となっており、災害における全体の死者のうち65歳以上の高齢者の割合は、令和元年台風第19号では約65%、令和2年7月豪雨では約79%でした。

令和元年台風第19号等による災害を踏まえ、中央防災会議の下のワーキンググループやサブワーキンググループで高齢者等の避難のあり方について議論が行われ、「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」（令和2年12月）において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画等の制度面における改善の方向性が示されました。

これらを踏まえ、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、市町村に避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成が努力義務化されるなどの規定等が創設されたことを受け、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」も改定されました。

要介護高齢者や障がい者等の避難行動要支援者や避難支援等関係者の犠牲を抑えるためには、事前の準備を進め、迅速に避難支援等を行うことが必要となります。

本計画は、国の改定後の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、これまでの計画内容を改定し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、誰一人見逃さないという重要な目標を達成するため、自助、地域（近隣）の共助、及び市による公助と連携して避難行動要支援者の避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安全・安心体制を強化することを目的とします。

2 基本的な考え方

地域における避難支援体制づくりにおいては、避難行動要支援者も含めて、まずは住民自らが日頃から災害に対する意識を高めるとともに備えをする「自助」や、自治会内等、近隣住民との助け合い・支え合いによる「共助」が必要となります。

このような「自助」や「共助」が機能するためには、日頃からの地域のつながりを通じた取組により、「自分たちの地域は、自分たちで守る」という自覚や連帯感を基本とした避難支援体制づくりを推進していくことが必要となります。

第2章 避難行動要支援者制度の概要

1 避難行動要支援者支援制度について

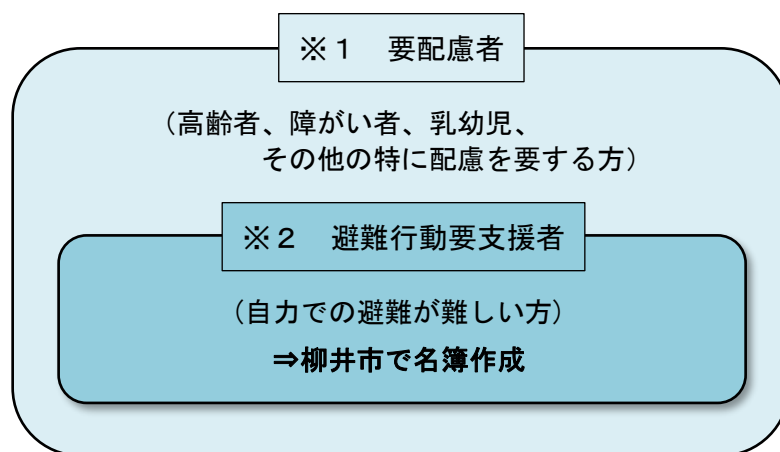
避難行動要支援者を事前に市が避難行動要支援者名簿に掲載し、本人に同意を得た上で、避難支援に関わる関係者に平常時から提供することにより、災害発生時等に避難行動要支援者に対し、避難支援や安否確認等を行うことをめざした仕組みです。

自力での避難が困難な高齢者や障がい者等を災害から保護するために、名簿が確実に作成され、平常時から避難支援体制を構築しておくことが重要です。

2 避難行動要支援者の定義

(1) 避難行動要支援者名簿に掲載する人の範囲

災害が発生した場合や災害が発生するおそれがある場合に、避難すること（避難行動）に何らかの困難が伴うと思われる人を「要配慮者」（※1）といいます。その中でも自ら避難することが著しく困難な方を「避難行動要支援者」（※2）として区分し、在宅の方への地域での避難支援体制づくりのために名簿（「避難行動要支援者名簿」）を作成することとしています。なお、施設に入所又は病院に長期入院されている方は名簿掲載の対象外となります。



(2) 避難行動要支援者名簿の登録者要件

本市での登録者要件は、下記のとおりです。

- ① 要介護3～5の認定を受けている者
- ② 身体障害者手帳1～2級（総合判定）の第1種を受けている者（ただし、心臓、じん臓障害のみで該当する者は除く。）
- ③ 療育手帳の重度Aの判定を受けている者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1～2級の交付を受けている者で単身世帯の者
- ⑤ 65歳以上でひとり暮らしの者で登録を希望する者
- ⑥ 75歳以上のみで構成される世帯の者で登録を希望する者
- ⑦ 上記以外で市長又は避難支援等関係者が避難支援等の必要を認めた者

3 避難支援等関係者の定義

平常時から、避難行動要支援者名簿を活用し、日頃からの声かけ等を通じて避難行動要支援者の見守り活動を行うことや、災害発生時等に避難行動要支援者の避難支援や安否確認、避難所等での生活支援の実施等に携わる関係者のうち、柳井市地域防災計画に定めのある者を、避難支援等関係者といいます。本市では、次のとおりです。

- ① 柳井地区広域消防組合
- ② 山口県警察
- ③ 民生委員・児童委員
- ④ 柳井市社会福祉協議会
- ⑤ 消防団
- ⑥ 自主防災組織及び自治会
- ⑦ その他避難支援等の実施に携わる関係者

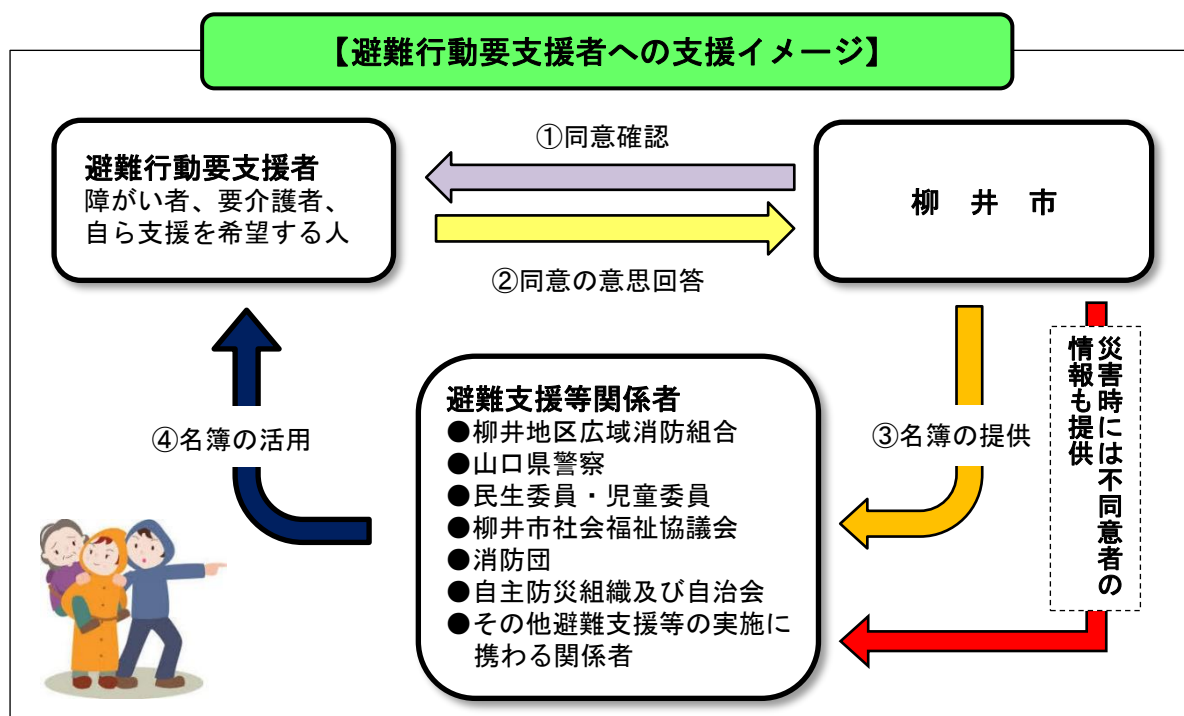
第3章 避難行動要支援者名簿の提供と管理

1 避難行動要支援者名簿の種類と提供

市が作成する避難行動要支援者名簿は、「平常時から自主防災組織等に情報を提供することに同意したもの」（同意有名簿）と、「災害発生時又は発生するおそれがある場合に名簿掲載対象者の同意の有無に関わらず、法令に基づき自主防災組織等に提供されるもの」の2種類があります。

市は、平常時から災害の発生に備え、避難行動要支援者の支援等の実施のために必要な限度で、本人の同意を得た「避難行動要支援者名簿（同意有）」を避難支援等関係者に提供します。

また、市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、本人の同意を得たもの、得ないもの全ての情報が掲載された名簿情報を提供することができます。



④名簿の活用方法

平常時

- ・声かけ、見守り
- ・状況の把握
- ・防災訓練の実施
- ・避難支援方法の検討 等

災害時

- ・避難の呼びかけ
- ・情報伝達
- ・安否確認
- ・避難支援、救助 等

2 避難行動要支援者名簿に掲載される個人情報の範囲

災害発生時において、避難行動要支援者の安否の確認や避難誘導を的確に行うためには、平常時から避難行動要支援者の生活状況や身体状況等の情報を把握し、関係者間で共有することが必要です。また、災害発生時には、これらの情報を迅速に活用できるよう整理しておくことが重要です。

本市では、国の取組指針を受け、次の①～⑦に掲げる情報を名簿に掲載するものとします。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由
- ⑦ 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

3 避難行動要支援者情報の収集

市は柳井市個人情報保護条例第9条（特定個人情報以外の個人情報の利用及び提供に関する制限）の例外規定に基づき、以下の台帳の利用、その他避難支援等を必要とする本人又はその関係者等からの届出（「柳井市避難行動要支援者名簿情報提供の同意申請書」（様式第1号））により避難行動要支援者情報を収集します。

- ① 住民基本台帳
- ② 介護保険受給者台帳
- ③ 身体障害者手帳交付台帳
- ④ 療育手帳交付台帳
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳交付台帳
- ⑥ その他

4 避難行動要支援者名簿情報の更新

災害発生時に迅速かつ適切な避難支援を行うため、市は名簿情報の更新を定期的に（年1回以上）行うものとします。更新の際には、新たに名簿掲載対象となる方に対して、「避難行動要支援者名簿（同意有）」掲載（個人情報の提供）への同意の確認を行います。

また、登録者要件（2ページ参照）の⑤～⑦で登録届出をした方で、名簿情報の外部提供を同意した方の情報については、随時、「避難行動要支援者名簿への登録通知書」（様式第2号）により市から避難支援等関係者に通知します。

5 避難行動要支援者名簿の情報の管理

（1）避難行動要支援者名簿の情報管理

市は、避難行動要支援者名簿の情報を避難行動要支援者管理システムで管理するとともに、災害発生時等に迅速に活用できるよう、紙媒体でも保管するものとします。

（2）避難行動要支援者支援システムによる管理

避難行動要支援者の情報については、避難行動要支援者管理システムにより情報の更新

及び修正等を行います。避難行動要支援者管理システムの運用に当たっては、担当職員にパスワード等を付与するとともに、適正な管理の下、取り扱うこととします。

(3) 紙媒体の管理

紙媒体での管理は、施錠ができる保管庫等に保管し、必要時以外の持ち出し及び部外者の閲覧ができないよう厳重に管理します。

6 避難行動要支援者名簿提供における個人情報保護の考え方

(1) 名簿の外部提供に際しての個人情報保護対策

「避難行動要支援者名簿（同意有）」を避難支援等関係者に提供する際は、避難行動要支援者の個人情報保護の観点を十分尊重し、名簿情報の漏洩や拡散がないよう適切に管理すること、及び災害時の避難支援活動以外の目的に使用しないことを遵守することを記載した、「避難行動要支援者名簿（同意有）受領書」（様式第3号）に記名し、市に提出してもらうことで、保護対策を講じます。

また、市は名簿情報の適正な管理を促進するため、外部提供先に個人情報の取扱いに関する説明・研修会開催等の措置を講じます。

(2) 個人情報の共有と活用

「避難行動要支援者名簿（同意有）」に掲載される情報は、平常時の避難支援体制づくりや、災害発生時の安否確認等に利用されるものであり、名簿管理責任者が情報を保有しているだけでは、地域の取組として活用することは困難です。そのため、誰がどの避難行動要支援者に関する名簿を管理しているのかを把握した上で、避難支援の取組に必要な範囲の情報として、対象となる名簿（複写）を自治会の班長や福祉員等、避難支援に携わる方へ配布することが法で認められています。名簿情報を共有する範囲や活用方法に関して、自治会等、自主防災組織ごとに取組方法を定め、事前に住民へ周知・共有することで、地域全体の防災意識を高めることにもつながります。

(3) 個人情報の保護

名簿を活用する一方で、その内容はいずれも重要な個人情報です。名簿の提供を受けた者に対しては、法律上の秘密保持義務が課せられていますので、その取扱いには十分注意してください。避難行動要支援者名簿の提供を受けた避難支援等関係者においては、できるだけ名簿を施錠可能な場所に保管し、情報共有等のために複写する際にも必要最小限の枚数にすることで、名簿の紛失などが発生しないよう管理を徹底してください。

具体的には、以下のことに留意してください。

① 個人情報に関する基本事項

- ・ 知り得た情報を他人に漏らさない。
- ・ 知り得た情報を目的外に使用しない。
- ・ 知り得た情報を第三者に提供しない。
- ・ 知り得た情報を避難行動要支援者名簿又は個別避難計画以外に記録しない。

② 訪問等調査実施時における個人情報管理

- ・ 訪問調査を実施する場合は、避難行動要支援者名簿を持ち歩かず、個別避難計画のみを持参する。
- ・ 個別避難計画を搬送する場合は、閉鎖可能なカバン等に収納する。

- ・ 個別避難計画が他人の目に触れないよう配慮する。
 - ・ 訪問調査の拒否の意思表示を受けた場合は、調査を中止する。
- ③ 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の保管
- ・ 名簿の利用者を限定する。
 - ・ 施錠可能な保管庫等で、厳重に個人情報を保管する。
 - ・ 必要以上の複製及び複写はしない。
 - ・ 名簿情報の取扱い状況を報告する。
 - ・ 毀損や内容過誤等により個別避難計画を処分する場合は、裁断処分する。

第4章 避難行動要支援者情報の活用

1 避難行動要支援者名簿（同意有）を活用した個別避難計画の作成

市は、災害発生時において避難行動要支援者の避難支援を的確に行うため、避難行動要支援者名簿（同意有）の作成に合わせて、避難行動要支援者一人ひとりに対する避難支援等実施者や避難方法等を示した「個別避難計画」（様式第4号）を関係者と連携して作成します。

連携して作成する関係者としては、避難支援等関係者のほか、庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織、庁外の介護支援専門員や相談支援専門員などの福祉専門職、医師会、居宅介護支援事業者や相談支援事業者などの福祉事業者などの地域の医療・看護・介護・福祉などに関する職種団体等があります。

なお、「災害時要援護者支援マニュアル」に基づいて作成された「避難支援プラン・個別計画」及び、令和3年11月の本計画改定前に自主防災組織が作成した「避難行動要支援者個別計画」については、本計画に基づく個別避難計画に準じたものとみなし、市危機管理課で保管することとし、その情報について、必要に応じて避難支援等関係者と共有します。

2 個別避難計画の作成手順

（1）個別避難計画の記載内容

個別避難計画には、次の内容を記載するものとします。

- ① 避難行動要支援者の氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、区分、家族構成
- ② 避難行動要支援者の状況、現病等、かかりつけ医等
- ③ 緊急時の家族等の連絡先
- ④ 避難行動
- ⑤ 避難支援等実施者
- ⑥ 留意事項

（2）個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者を訪問するなどして、「避難行動要支援者制度についての重要事項説明書」（様式第5号）をもって、避難行動要支援者本人又はその家族等から同意を得た上で、避難方法や必要な支援等について、直接聞き取りを行いながら作成します。

（3）避難支援等実施者の選定

避難支援等実施者は、平常時の声かけや災害時の情報伝達、安否確認が行える地域住民、消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員等が考えられ、避難行動要支援者や避難支援等実施者の候補者の意向等を考慮して決定します。避難支援等実施者の不在や避難支援等実施者本人の被災あるいは避難支援等実施者一人では援助できないことも考えられるため、複数の避難支援等実施者を選定しておくことが必要です。なお、避難支援等実施者自身やその家族などの安全が前提であり、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、避難支援等実施者などの関係者が法的な責任や義務を負うものではないことを双方が認識しておく必要があります。

避難支援等実施者に対しては、避難行動要支援者又はその家族等が避難支援等関係者への個別避難計画の提供について同意している場合、避難支援等実施者の情報（氏名、住所、電話番号）が記載された個別避難計画が提供されることについても「避難支援等実施者についての説明書」（様式第6号）により説明し、同意の有無を確認する必要があります。

(4) 本人・地域記入の個別避難計画

市が主体となって作成する個別避難計画のほか、避難行動要支援者本人あるいは本人の家族、自主防災組織、自治会等が作成した「本人・地域記入の個別避難計画」が市に提出され、市が適当と認めた場合は、市が作成した個別避難計画として取り扱います。なお、市は、以下について適当かどうか判断するものとします。

- ① 市が定めた様式で必要な情報が記載等されている場合
- ② 地域等で作成した様式で必要な情報が記載等されている場合（本人の了解の下、自主防災組織等の団体が複数の要支援者をまとめて避難計画を作成している場合を含む）

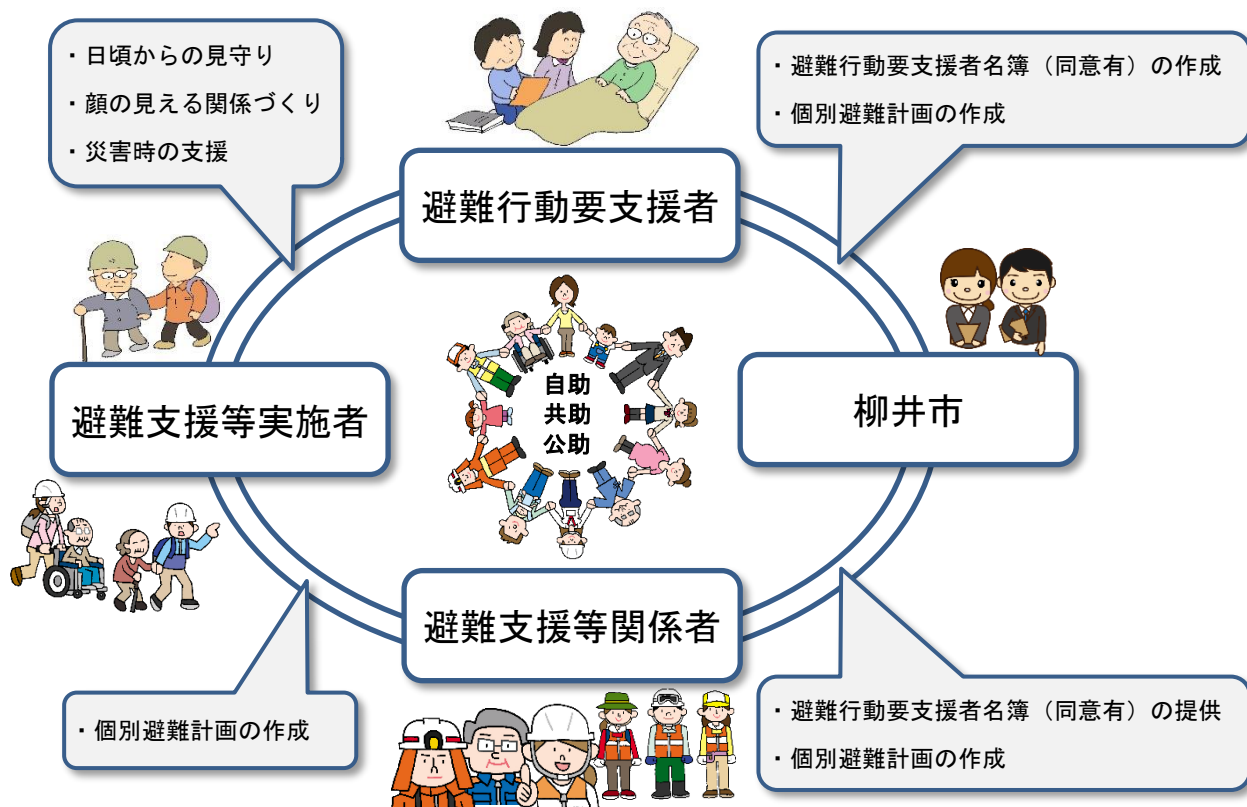
3 個別避難計画の保管及び提供

作成した個別避難計画は、原本を市が保管するとともに、災害の発生に備え、避難行動要支援者の支援等の実施のために必要な限度で、避難行動要支援者又はその家族等の同意を得て、個別避難計画を避難支援等関係者、避難支援等実施者に写しを提供します。

また、市は、災害時においては、災害により避難行動要支援者の生命又は身体に具体的な危機が迫っている状況下では、個人情報等の利用による利益が当該情報の保護による利益に優越すると考えられるため、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る観点から、個別避難計画の情報を関係機関に提供できるものとします。ただし、提供できる個別避難計画の情報については、関係機関が直接支援を実施する避難行動要支援者に関する範囲に限るものとします。

4 市の内部における個別避難計画の情報の利用

個別避難計画に記載された情報は、避難行動要支援者の支援のために必要な限度で、市の内部で共有できるものとします。



第5章 避難支援体制の整備

1 支援体制

(1) 市の支援体制

市は、避難行動要支援者が災害時に迅速かつ適切に避難できるように、支援体制を整備します。

- ① 柳井地区広域消防組合、山口県警察、民生委員・児童委員、柳井市社会福祉協議会、消防団、自主防災組織及び自治会等の避難支援等関係者と連携し、協力体制の整備を促進します。
- ② 避難行動要支援者やその家族等が災害時に対する備えに取り組めるように、防災知識の啓発に努めます。
- ③ 自主防災組織を含めた避難支援等実施者の確保・拡大のため、理解・協力していただくよう説明会・研修会等を開催し、防災リーダー的な役割を担う人材の育成に努めます。
- ④ 避難行動要支援者と避難支援等実施者、地域住民の防災意識を高め、防災訓練等の実施及び支援に努めます。

(2) 自主防災組織

自主防災組織は、各地域内において、地域住民の避難支援体制の整備を図ります。

- ① 声かけ・見守り活動や犯罪抑止活動等、地域における各種活動を通じて人と人との繋がりを深めるとともに、地域ぐるみの避難体制の整備に努めます。
- ② 民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消防団等の避難支援等関係者が顔を合わせ、避難行動要支援者の存在を把握し、整備の必要性及び情報の共有を図り、地域内の防災訓練の実施等に努めます。

(3) 社会福祉施設等の支援体制

社会福祉施設等においては、市から提供される緊急情報等に基づき、事前に避難行動要支援者の緊急受入れ体制や移動支援、連絡体制等の整備に努め、迅速・確実な避難支援に努めます。

2 避難所における支援対策

避難所においては、避難行動要支援者の避難状況に応じて、障がい者用トイレの設置や、スロープ等の段差解消設備等、様々な対応が必要となります。

また、避難所の運営や要配慮者の支援等に配慮した避難行動要支援者の要望を把握し、プライバシー保護のための間仕切りの設置や生活援助物資の備蓄などの環境整備が必要となります。

避難生活が長期化する場合は、高齢者、障がい者等の心身の健康管理や生活リズムを取り戻す取組が重要となるため、保健師等による健康相談、二次的健康被害（エコノミー症候群等）の予防、こころのケア等を必要に応じて実施するとともに、避難行動要支援者の状況に応じて、避難所から福祉避難所への移動や受入れ可能な福祉施設等への連絡調整を行い、誘導又は搬送を行います。

市は、関係団体、事業者等と事前協定を締結するなどにより、平常時から対策を講じることとします。

柳井市避難行動要支援者名簿の登録届出書兼外部提供同意書

(宛先) 柳井市長

私は、災害発生時等の避難に支援を必要とし、「柳井市避難行動要支援者名簿」に登録を希望するので、下記のとおり届け出ます。また、登録内容に変更が生じた場合は、すみやかに届け出ます。

年 月 日

(本人) 氏 名

※ 本人が署名できない場合は【代理申請者】欄の記入もお願いします。

【登録者】

フリガナ			性別	男・女
氏名				
住所又は居所	〒 自治会 ()			
生年月日	年 月 日生	電話番号		
FAX番号				
登録を希望する理由	該当箇所を○で囲んでください 1 65歳以上ひとり暮らしのため 2 75歳以上のみで構成される世帯の者のため(個人ごとに申請してください) 3 その他 ()			

【代理申請者】 ※本人が署名できない場合にご記入ください

氏名		登録者との関係	
住所	〒	電話番号	

【外部提供同意書】

避難支援者への情報提供に同意することにより、災害発生時における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援者自身やその家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

私は、上記の内容を理解し、避難の支援、安否の確認、その他の生命又は身体を災害から保護をうけるために、上記の個人情報を、柳井市地域防災計画に定める避難支援等関係者(柳井地区広域消防組合、山口県警察、民生委員・児童委員、柳井市社会福祉協議会、消防団、自主防災組織及び自治会など)に提供することに、

1 同意します

2 同意しません

(1か2のどちらかを○で囲ってください。)

同意の意思について、変更の申し出がない限り自動継続とします。また、市が避難行動要支援者の個別避難計画を作成するに当たり、避難支援等関係者等が訪問調査を行うことがあります。

避難行動要支援者名簿への登録通知書

カナ氏名	漢字氏名	性別	生年月日	年齢	住所	自治会名	避難支援を必要とする理由	電話番号

避難行動要支援者名簿（同意有）受領書

年 月 日

（宛先）柳 井 市 長

組織名
代表者 住 所
氏 名

当組織は、柳井市から当該地域の避難行動要支援者名簿（同意有）（以下、「名簿」という。）を受領しました。

なお、名簿に記載された情報については、個人情報保護の観点を十分尊重し、名簿情報の漏洩や拡散がないよう適切に管理すること、及び災害時の避難支援活動以外の目的に使用しないことを遵守します。

また、市が作成した個別避難計画が提供された場合についても、名簿と同様に個人情報保護の観点を十分に尊重し、適切に取り扱うことを遵守します。

個別避難計画

 避難行動要支援者制度についての重要事項説明書の添付 避難支援等実施者についての説明書の添付

【避難行動要支援者】

フリガナ		性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
氏名			
生年月日	年 月 日		
住所	〒 柳井市		
自治会			
電話番号		FAX番号	
携帯番号		メールアドレス	
要支援者区分	<input type="checkbox"/> 要介護 <input type="checkbox"/> 身体障害者 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者 <input type="checkbox"/> 65歳以上 <input type="checkbox"/> 75歳以上 <input type="checkbox"/> その他 内容 ()		
家族構成 (本人を含む)	人世帯(家族構成)		

【避難行動要支援者の状況】

配慮事項	<input type="checkbox"/> 立つことや歩行ができない <input type="checkbox"/> 音が聞こえない(聞き取りにくい) <input type="checkbox"/> 物が見えない(見えにくい) <input type="checkbox"/> 言葉や文字の理解がむずかしい <input type="checkbox"/> 危険なことを判断できない <input type="checkbox"/> 顔を見ても知人や家族とわからない <input type="checkbox"/> その他 ()	
現病・既往症等		
かかりつけ医等		

【緊急時の家族等の連絡先】

①	フリガナ		要支援者との関係	
	氏名		自宅電話	
	住所		携帯電話	
②	フリガナ		要支援者との関係	
	氏名		自宅電話	
	住所		携帯電話	

(裏面へ続く)

【避難行動】

災害想定 避難方法	□土砂災害（□土砂災害警戒区域内 □土砂災害特別警戒区域内）
	い つ：
	ど こ に：
	どうやって：
	□洪水（□0.5m未満 □0.5～3m未満 □3～5m未満 □5～10m未満）
	い つ：
	ど こ に：
	どうやって：
	□津波（□0.3m未満 □0.3～1m未満 □1～2m未満 □2～3m未満 □3～4m未満）
	い つ：
	ど こ に：
	どうやって：
□高潮（□0.5m未満 □0.5～3m未満 □3～5m未満 □5～10m未満）	
い つ：	
ど こ に：	
どうやって：	

【避難支援等実施者】

避難支援等実施者数	人
-----------	---

※氏名等は、避難支援等実施者の情報が避難支援等関係者に提供されることについて、別紙「避難支援等実施者についての説明書」により情報提供に同意を得られた情報のみ記入してください。

①	フリガナ		自宅電話	
	氏名		携帯電話	
	住所			
②	フリガナ		自宅電話	
	氏名		携帯電話	
	住所			
③	フリガナ		自宅電話	
	氏名		携帯電話	
	住所			

【留意事項】

避難時に携行する医薬品等	
避難誘導時の留意事項	(例)担架、車椅子、必要な避難・介助用具など
避難先での留意事項	(例)食事の介助など

【個別避難計画記載者】

団体及び氏名		連絡先	
--------	--	-----	--

避難行動要支援者制度についての重要事項説明書

年 月 日

個別避難計画は、高齢者や障がい者などの避難行動要支援者の名簿である避難行動要支援者名簿に掲載される方お一人ごとに、避難支援を行う人や避難先等を記載等した計画です。この計画は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図るために作成するものです。作成に当たっては、作成に必要な範囲で、避難支援等実施者の候補者や避難先の候補施設の施設管理者などの関係者に、名簿情報を提供します。

個別避難計画の完成後は、①平常時は避難支援等関係者に、②災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に、個別避難計画情報を提供します。

以上のことを承知し、個別避難計画の作成に同意することにより、避難行動要支援者（あなた）は、避難支援等実施者から災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援等実施者自身やその家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援等実施者などの関係者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

上記の内容を理解し、避難の支援、安否の確認、その他の生命又は身体を災害から保護してもらうため、

個別避難計画を作成・更新することに、

- 同意します
- 趣旨を十分理解した上で、同意しません
- 同意するかを判断するために、市からの詳細な説明を求めます
⇒ 同意します（市からの説明後に記入します）

個別避難計画を提供することに、

- 同意します
- 趣旨を十分理解した上で、同意しません
- 同意するかを判断するために、市からの詳細な説明を求めます
⇒ 同意します（市からの説明後に記入します）

署名

避難支援等実施者についての説明書

年 月 日

個別避難計画は、高齢者や障がい者などの避難行動要支援者の名簿である避難行動要支援者名簿に掲載される方お一人ごとに、避難支援を行う人や避難先等を記載等した計画です。この計画は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図るために作成するものです。避難支援等の実施に当たっては、避難支援等実施者（あなた）自身やその家族などの安全が前提であり、災害時の避難行動の支援を必ず行う必要はなく、またその際に避難支援等実施者などの関係者が法的な責任や義務を負うことはありません。

避難行動要支援者又はその家族等が避難支援等関係者への個別避難計画の提供について同意している場合、個別避難計画の完成後、①平常時は避難支援等関係者に、②災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に、避難支援等実施者（あなた）の情報（提供に同意を得た氏名・住所・電話番号）が含まれた個別避難計画を提供します。

避難行動要支援者氏名

私は、_____の避難支援等実施者となることに同意します。

避難支援等実施者情報		情報提供同意
フリガナ 氏 名		<input type="checkbox"/>
住 所		<input type="checkbox"/>
自宅電話		<input type="checkbox"/>
携帯電話		<input type="checkbox"/>

※避難支援等実施者情報のうち、避難支援等関係者に情報提供する項目にチェックを入れてください。

署名 _____